

令和3年第9回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年9月21日 午前9時30分

閉会 令和3年9月21日 午前11時00分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第40号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙3件
議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
議案第42号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙1件
報告第29号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙15件
報告第30号	農地法第4条第1項8号の規定による届出の件	別紙2件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第9回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は2番委員と3番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第40号1番案件です。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は従業員用駐車場で、所有権移転になります。

申請者である学校法人は、申請地東側にて総合大学病院を運営しておりますが、現在の職員数は約6,700人おり、駐車場を約1,400台分確保しているものの慢性的な駐車不足が生じています。さらに現在賃借している駐車場用地にて地主と契約更新が難渋しており、130台分の従業員駐車場が不足するため代替地を探しており、今回所有者からの承諾を得たことから申請に至りました。申請地は間米町峠下1318番外3筆、登記地目はすべて田、現況地目は田、畑、面積は合計4,659㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、9月1日に現地確認を行ったところ、草生えの状態でした。

続きまして土地利用計画については、北側道路に進入路を設け、駐車場の配置となります。土地造成は盛土を施し整地します。雨水は最終柵から申請地東側の道路側溝を経由し用悪水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断しま

す。
以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 9月11日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。申請地は草生え状態でしたが、法的には問題ないということでしたので、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の8番委員ですが、まだ見えていないので後に意見を伺います。それでは、農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 11番委員の説明のとおり草生え状態でありましたが、休耕地が整備されて、病院の駐車場として有効利用されるということで、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見及び採決は8番委員の意見を伺ってから行います。引き続きまして、議案第40号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号2番案件について説明します。
転用目的は駐車場で、所有権移転及び賃借権設定になります。
申請者である法人は、豊明市内の拠点を中心に物流業務を営んでおりますが、不足する駐車場用地を探しておりました。申請地は栄町神田90番外12筆、登記地目はすべて田、現況地目は田、畑、面積は合計8,200㎡です。
申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターから南に約300mに位置します。
次に農地区分について説明します。申請地は駅からおおむね500m(当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地等非農地の割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長できる(上限1km))以内にある農地であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。
申請地の現況については、9月9日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。
続きまして土地利用計画については、西側道路に進入路を設け、駐車場の配置となります。土地造成は整地のみです。雨水は勾配を利用して雨水貯留浸透施設に集水し、南側既設排水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断し

ます。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 9月11日に3番委員と農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。現地の状態は事務局の説明のとおりですが、神田94番1の土地につきましては、昨年土砂が山積みの状態でしたが、最近撤去されて整地されました。しかしながら、田面より1m程高くなっています。このような場合、始末書があるのか事務局に確認したところ、物を置いている訳ではないので要らないという返事でしたが、皆さんの意見も伺いたい。賃貸借の件ですが、地主が農地転用完了した後売却するという話を伺ったのですが、良いのかという疑問が湧きました。あと、周辺農地に影響が無いといわれますが、夜ライトを付けると虫が寄ってきて色々な問題が生じると思いますが、出来れば専門家に見てもらい、対処法等の要望書を出してもらった方が良いのではと思います。最後に、北側道路の両サイドの交差点ですが、最近も接触事故が起き、駐車場が増えると益々危険になることが思慮されるので交通安全対策を願いたい。以上のことを踏まえて、皆さんの意見を伺ってから判断したいと思います。

議 長 8番委員がお見えになりましたが、先に2番案件を進めたいと思います。同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 同じく9月11日に9番委員と農地利用最適化推進委員とで現場を確認しました。隣接農地で作業しているので現場の状況はよく知っています。隣接者として9月17日に説明を受けた内容と今回の内容が変わっておりまして、隣接農地との境には側溝を設置していただけることになり雨水による影響は無いと思われれます。次に、申請地内に、農地改良を行っていて、残土が山盛りになっていて問題があった箇所があります。農地改良した箇所は3年間は農地として使わなければいけないはずだが、まだ3年経っておらず始末書が必要ではないかと思われれます。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の意見の通りの問題点があり、また、井戸水を使用している場所があるので、杭打ち等で地下水の流れが変わることの無い様に配慮願いたい。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見出ず

議 長 1・2点確認します。始末書の件について事務局の見解をお願いします。

事務局 申請者から始末書を取ることはできません。取るとしたら所有者の方からです。以前現地をご覧になられた方は、土が盛られていたのを確認しているかと思います。土を盛ったのは、所有者の意思ではなく、施工業者が勝手に行ったことです。農地改良を施工したら、3年間は農地として使っていただく事になっていますが、指導要綱なので法令違反にはなりません。始末書を取るのであれば所有者の方からだと思います。

議 長 もう1点は排水の件ですが、隣地承諾書の中で側溝を設置して下さい、または、井戸水が枯れた場合は保証して下さい等は、民民の話となるので、農業委員会が立ち入ることではなく、双方で確認願います。

事務局 補足説明があります。農業委員会前に申請者から連絡がありまして、民地との境に、側溝を設置することになりましたと連絡がありました。今回申請図面から差し替えになります。事務局としては、申請者に対して、隣接者の営農に支障の無い様をお願いしますとは伝えてあります。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 カーブミラー等の安全施設は要望できるのですか。

議 長 市へ区長を通して要望できます。他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第40号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

賛成5名(9名中)

議 長 議案第40号2番案件は可決いたします。8番委員が見えましたので、議案第40号1番案件に戻りまして、8番委員の意見を求めます。

8番委員 9月11日に11番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。申請地は草生え状態でしたが、法的には問題ないということでしたので、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。しかしながら、農地法第5条

の場合、草生え状態のままでも許可に問題無いとなれば現地確認する必要がなくなってしまうのではないかと思います。せめて農業委員会前日までに、地主、または行政書士に、草刈りをお願いできないかと思います。

議 長 8番委員の問題提起に関して、事務局として発言をお願いします。

事務局 以前は、草生え状態だと草を刈ってもらっていたと聞いていますが、農地法的には、草生えだから売れないという事はありません。そこは、分けて考えていただきたい。草生え状態だからという理由で不許可にはできません。

農地法第5条の現地確認のポイントとしては、図面と照らし合わせて、周辺農地への影響を確認していただきたい。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第40号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数

議 長 議案第40号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第40号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号3番案件について説明します。

転用目的は駐車場及び資材置場で、5年間の賃貸借権設定になります。申請者である法人は、経営する事業の拡大に伴い従業員及び業務車両の台数が増え、既存の駐車場では手狭になり、また、現貸主との合意により既存駐車場の賃貸借契約が終了となるため、本社近くの当該申請地を駐車場として転用したく申請に至りました。申請地は沓掛町中根75番1、75番3の2筆です。75番1の登記地目は田、現況地目は畑、75番3はすべて畑、面積は合計499.91㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北に約1.3kmに位置します。

次に農地区分について説明します。街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、9月9日に現地確認を行ったところ、草生え状態でした。

引き続きまして土地利用計画については、該当土地西側市道部より出入口とし、

20cmの切土、50cmの盛土を行い、申請地敷地境界にはコンクリートブロックを設置し、出入口側より社員用駐車場5台及び来客用駐車場2台、その奥に作業車駐車場2台及び資材置場の配置となります。雨水は当該敷地内周りに側溝を整備し、西側の水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 9月11日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。大雨時に雨水が側溝を乗り越えないか心配ですが、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは採決します。議案第40号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議長 議案第40号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第41号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

個人の新規申請が1件、個人の更新申請が1件です。

沓掛町山新田5筆の貸付期間は10年で使用賃貸借契約、沓掛町徳田の貸付期間は5年で賃貸借契約です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第41号は可決いたします。引き続きまして、議案第42号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第42号について説明します。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件です。

変更目的は工場及び駐車場です。

申出者である法人は、本社である名古屋市天白区にて食品製造機械の製作を行っております。なお、この製作事業は「ビジュアルトラッキングを組み込んだ産業用ロボットの生産」であり、都市計画法愛知県開発基準第11号に係る地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術として、尾張建設事務所より見込みありとの回答を得ています。近年受注の急増により新たな工場用地を探す必要があり、今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は沓掛町志水57番1外2筆、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,713㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から南に約500mに位置します。

それでは農振農用地の除外5要件について説明します。農用地区域内の土地を農用地区域から除外するには、すべての要件を満たし、かつ市町村が地域農業の振興に支障がないものと認めた場合に限られます。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の事業に関する需要の増大に伴い、新たな工場を確保する必要があることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地はおおむね10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申出は申出地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。申出者の事業計画書から、建築面積約540㎡、雨水調整池120㎡及び駐車場合計24台分の確保が必要であることが認められるため、除外面積は過大ではないと判断しました。他の関係法令として、都市計画法に基づく開発行為並びに、都市計画法・特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障

を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る北側の農用地の連続性は確保されることから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件です。第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 委員の意見を求めます。

3番委員 工場を建てるという事ですが、日照は問題ないですか。

事務局 建築基準法上問題ないと確認しております。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第42号は可決いたします。引き続きまして、報告第29号、第30号について報告願います。

事務局 報告第29号、第30号について説明

議 長 以上のとおり、報告第29号、第30号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長

それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時）。